

人3第1874号
9 . 4 . 1
一部改正 防人計第354号
19. 1. 9

各 幕 僚 長
統合幕僚会議議長
技術研究本部長 殿
調達実施本部長
防衛施設庁長官

人 事 局 長

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の運用方針について（通知）

標記について、下記によるほか「国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の運用方針について（総人局第958号 55. 12. 23）」の例によって取り扱うこととされたので通知する。

なお、この通知は平成9年4月1日から実施し、防人3第571号（39. 10. 27）は廃止する。

記

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条関係

- 1 防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第2条第1項の規定により赴任とみなされるときは、当該赴任先の官署に勤務するものとする。
- 2 寒冷地手当の支給事由の発生又は終了の日の決定は発令日（発令日と発令内容の効果が発生する日が異なる場合は、発令内容の効果が発生する日をいう。以下同じ。）によるものとする。
- 3 自衛官についての発令日における取扱いは、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 寒冷地において採用された者及び退職した者並びに寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した者は、発令日において寒冷地に在勤する職員とする。
 - (2) 寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した者は、発令日において寒冷地に在勤する職員には該当しないものとして取り扱う。
 - (3) 寒冷地手当の額の異なる地域に異動した者は、発令日において異動後の地域に在勤する職員とする。
- 4 「当該地域に防衛大臣の定める定係港を有する船舶」には、海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）第22条の規定により海上幕僚長によって配属及び籍を定められた支援船を含むものとする。